

会 議 等 議 事 録		作成者	茨木土木
件 名	三島地域水防災連絡協議会 第 1 回行政 WG		
日 時	平成 30 年 5 月 9 日（水） 10：00～12：00		
場 所	三島府民センター4 階 第 1 会議室		
出席者 （機関名）	別添出席者名簿のとおり		
【主 旨】 ・三島地域における防災・減災対策の取組方針（案）について意見交換 ・市町による防災・減災に関する取組についての説明 ・河川砂防施設の整備・維持管理等についての説明 ○平成 30 年度の主な事業予定箇所 （河川事業、砂防事業、維持事業、危機管理型水位計） ○河川特性マップ ○平成 29 年度 河川巡視点検結果 ・平成 30 年度 大阪府水防計画の改正点についての説明 ・段階的に発表する防災気象情報の活用についての説明 ・その他 【結果】 ・三島地域の防災・減災に係る取組方針については概ね了承			
【議 事】 ＜開会あいさつ＞ ・三島地域防災監より挨拶 ＜議題＞ 1. 三島地域における防災・減災対策の取組方針（案）について（説明：茨木土木） 取組方針（案）とスケジュール、前回の行政 WG からの変更点を説明 ・今年度の取組として、タイムラインの検討を進めていきたい、勉強会からスタートしたい。 ■質疑（⇒は、行政 WG 後の対応） 淀川河川事務所） ・（3）排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等について 「排水計画の実施」を「排水作業の実施」に修正した方がわかりやすい。⇒修正済み。 ・（4）堤防等河川管理施設の整備について 河川整備計画のうち、今後5年間で実施する具体的な取組を記載していただきたい。 ⇒整備箇所は、年度毎の協議会で実施箇所をお示しするため、地域の取組方針には記載しない。 第1回水防災連絡協議会 配布資料7の「中小河川緊急対策プロジェクト」のうち、当地域に該当するものは箇所を記載していただきたい。⇒記載済み。 ・水防訓練の充実について 関係機関との役割分担の記載内容について、他地域と調整していただきたい。⇒調整済み。 茨木土木） ・ご指摘いただいた内容について、本庁と調整の上、記載内容の検討を行う 2. 市町の防災・減災に関する取組について（説明者：茨木土木）			

<摂津市>

自分・家族・地域の命を守る住民主導による洪水時の防災マップ作り→24日紹介

<吹田市>

防災レボリューション（研修を通じて、職員の防災力の向上を図る）

→現時点では24日紹介（変更の可能性あり）

<茨木市>

要配慮者施設管理者の避難確保計画に基づく避難訓練の実施→24日紹介

<高槻市>

要配慮者施設管理者の避難確保計画作成の手引き→24日紹介

<島本町>

防災教育・島本第一中学校での意見交換・討論会、まるごとまちごと HM 事業

→防災教育・島本第一中学校での意見交換・討論会は地震が主題であったため、

昨年度実施した風水害の夜間訓練について24日紹介する

3. 河川砂防施設の整備・維持管理等について（説明者：茨木土木）

平成30年度の河川・砂防施設の事業予定、河川特性マップ、の説明及び平成29年度河川巡視点検結果の報告

- ・東檜尾川及び芥川における治水対策
- ・檜尾川及び芥川における堆積土砂対策
- ・勝尾寺川等における河床低下対策
- ・芥川における環境整備（かわまちづくり）
- ・奈佐原地区における急傾斜地対策 など
- ・危機管理型水位計（境川、箕川、西山川、東山川）の設置

4. 平成30年度 大阪府水防計画の改正点について（説明者：事業管理室）

平成30年度大阪府水防計画の改正点を説明

5. 段階的に発表する防災気象情報の活用（説明者：大阪管区气象台）

气象台から段階的に発表する情報(警報級の可能性、危険度を色分けした時系列、危険度分布)の提供について説明

6. その他（説明者：茨木土木）

土砂災害の防災情報の更新に合わせ、市町の取り組み事例を HP で紹介しているので、最新の情報を提供いただきたい

<閉会あいさつ>

- ・三島地域防災監より挨拶

以 上

三島地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月24日

三島地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組みむべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他2項目）
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
 - ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成・実施に着手 等（他2項目）
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度中に、危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
 - ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施（他1項目）

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

(3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
 - ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
 - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するためのの方策を実施 等（他3項目）

- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確立し、減災対策を充実				
平成29年出水期までに、「水防災意識社会」を、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、再構築ビジョンに基づき協議会を設置				
毎年度、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて地域の取組方針の見直しを実施 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表				



協議会の開催状況

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに「国管理河川」の全ての沿川市町村で避難行動指針の作成を完了				
毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映				
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等、対象となる市町村を検討・調査				
協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成				

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに、要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実				
市町村等向け点検用マニュアル作成 要配慮者利用施設向け説明会の開催				
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画の検討・作成、とりまとめた知見については協議会等と共有				
平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有				

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ				
平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（関心水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）				

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施					
平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手					
国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有					
引き続き、防災教育の実施を支援					
（平成29年5月31日に改訂された新学習指導要領の施行期間）					
（平成29年5月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施）					

三島地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、三島地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「三島地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「三島地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「三島地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「三島地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡系統の整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「三島地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府茨木土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成29年12月25日から実施する。

(別表1)

(自治体)
大阪府知事
吹田市長
高槻市長
茨木市長
摂津市長
島本町長
(自治体関係)
大阪府茨木土木事務所長
大阪府西大阪治水事務所長
安威川ダム建設事務所長
三島地域 地域防災監
大阪府北部流域下水道事務所長
大阪府北部農と緑の総合事務所長
大阪府吹田保健所長
大阪府茨木保健所長
高槻市保健所長
(国関係)
淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
(水防事務組合)
淀川右岸水防事務組合 事務局長
(消防機関)
吹田市消防本部消防長
高槻市消防本部消防長
茨木市消防本部消防長
摂津市消防本部消防長
島本町消防本部消防長
(警察機関)
大阪府吹田警察署長
大阪府高槻警察署長
大阪府茨木警察署長
大阪府摂津警察署長
(ライフライン事業者)
関西電力株式会社 高槻ネットワーク技術センター所長
西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部長
大阪ガス株式会社 導管事業部北東部導管部緊急保安チームマネージャー
大阪広域水道企業団 北部水道事業所長
(運輸事業者)
西日本高速道路株式会社 大阪高速道路事務所長
西日本高速道路株式会社 京都高速道路事務所長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部工務次長
阪急電鉄株式会社 技術部長
大阪高速鉄道株式会社 技術部長
京阪バス株式会社高槻営業所長
阪急バス株式会社茨木営業所長
近鉄バス株式会社島飼営業所長
高槻市営バス(高槻市交通部長)

(別表2)

(自治体関係)

三島地域 地域防災監
大阪府茨木土木事務所建設課長
大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
吹田市危機管理監
吹田市下水道部長
高槻市危機管理監
高槻市都市創造部長
茨木市危機管理監
茨木市建設部長
摂津市総務部長
摂津市建設部長
島本町総務部長
島本町都市創造部長

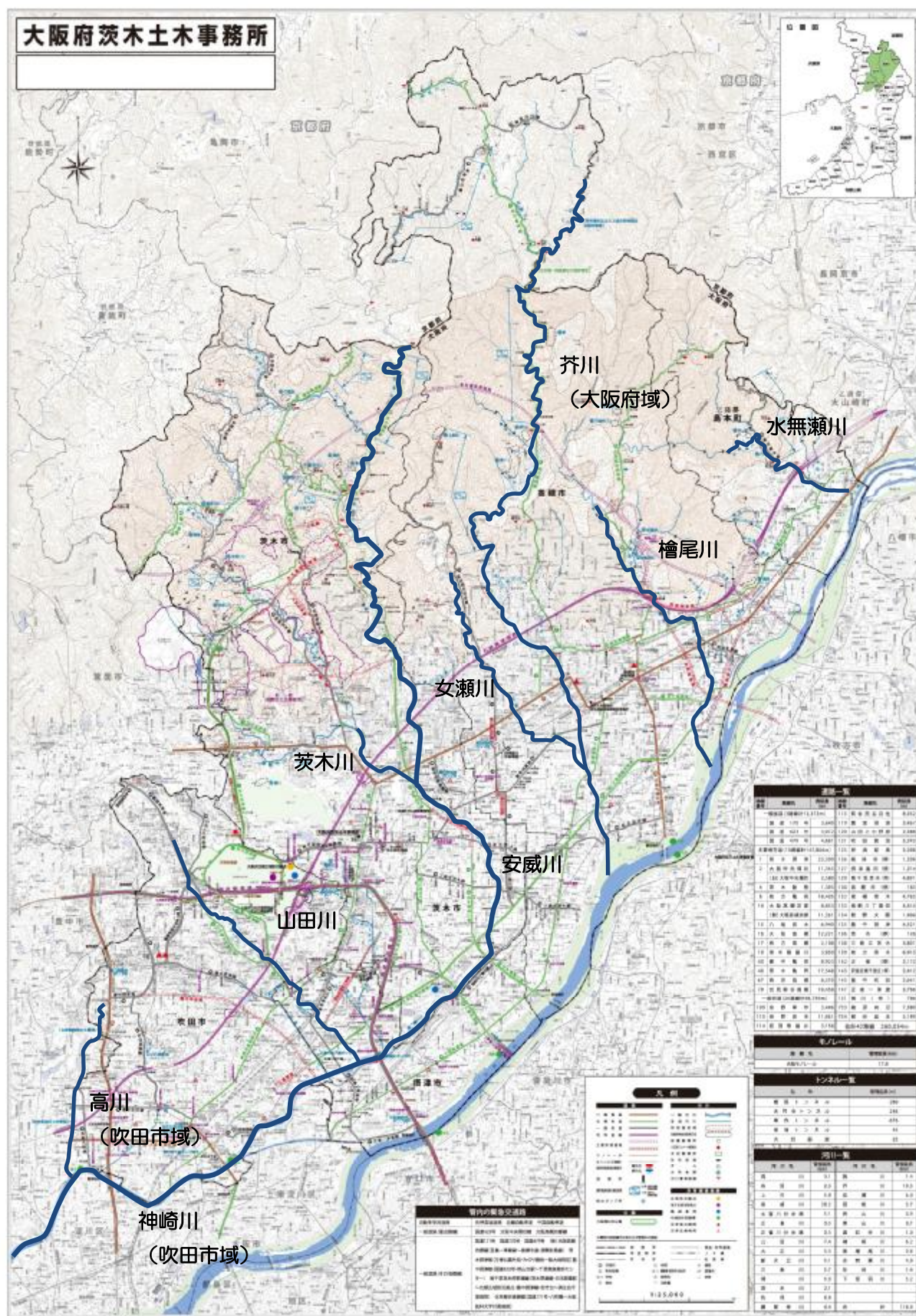
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川右岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「三島地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の府管理河川、土砂災害区域を含む。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
（１）円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	
土砂災害警戒情報の見直し	・土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	・2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町とホットラインを実施	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 広域（複数の市町に跨る流域）の多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。	
	【タイムラインの活用】 ・風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	
	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。	
	【避難勧告型タイムラインの活用】 ・風水害訓練等を実施し、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。
		【タイムラインの活用】 ・コミュニティタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町においてタイムライン作成済み。
		【多機関連携型タイムラインの作成】 ・多機関連携型タイムラインの作成、検討を行う。
		【避難勧告型タイムラインの活用】 ・土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。
		【タイムラインの活用】 ・コミュニティタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。
	水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 ・水位周知河川の拡大について検討する。
	ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新）
	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	・災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事 項	
具体的な取組	主な取組内容
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して、2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施への周知や支援、進捗管理を行う。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。
水害ハザードマップの作成、周知、活用	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図（当面は神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川）が作成された場合は、市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。
浸水実績等の周知	・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。
水害の記録の整理	・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用し、危機管理型水位計・カメラの設置について検討・調整し、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。 【中小河川緊急治水対策プロジェクト対象事業】 危機管理型水位計設置河川：境川、箕川、西山川、東山川

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項	具体的な取組	
	河川防災ステーションの整備	・協議会において、芥川防災ステーションの活用実績を共有し、今後の防災ステーションの整備について意見交換を行う。 ・芥川防災ステーションにおける課題を整理し、その解決に向けた検討を行う。
	システムを活用した情報共有	・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。
	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	・市町は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する。

（２）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	・協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。
水防訓練の充実	・淀川水防演習、水防事務組合による水防演習、市町の水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する。
水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
------------------------------	--

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
	具体的な取組	
	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市町村庁舎の機能確保を実施する。

（３）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水作業の実施
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有
流域全体での取組	・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用の推進

（４）河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項

堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画（今後30年）、中期計画（当面10年）に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。 【中小河川緊急治水対策プロジェクト対象事業】 - 砂防施設の整備：二釜南 ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）の実施内容について協議会で共有
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラベット、天端部の補強等）を協議会で共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討し実施する。
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
	具体的な取組	

(５) 減災・防災に関する国の支援	
減災・防災に関する国の支援	
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知
災害時及び災害復旧に対する支援	・災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。

三島地域水防災連絡協議会 今後のスケジュール（案）

平成 29 年度

H29.7.20 第 1 回 三島地区防災関係機関連絡会

- ・水防法の改正について
- ・三島地域水防災連絡協議会への改組について

H29.12.25 第 2 回 三島地区防災関係機関連絡会

- ・第 1 回三島地区防災関係機関連絡会での指摘事項に対する回答について
- ・三島地域水防災連絡協議会及び三島地区防災関係機関連絡会の規約について

H29.12.25 第 1 回 三島地域水防災連絡協議会

- ・三島地域水防災連絡協議会の今後の取組方針について

H30.3.14 第 1 回 行政WG

- ・目標を達成するために概ね 5 年間で実施する具体的な取組（案）について

平成 30 年度

H30.5.9 第 1 回 行政WG

- ・目標を達成するために概ね 5 年間で実施する具体的な取組（案）について

ほか

H30.5.24 第 2 回 三島地域水防災連絡協議会

- ・三島地域における防災・減災対策の取組方針（案）の了承 ほか

H30.9 月予定 第 2 回 行政WG

- ・取組方針（案）の進捗確認
- ・多機関連携型タイムライン【水害対応タイムライン（広域）】の検討開始
- ・多機関連携型タイムライン【土砂災害タイムライン（市域・町域）】の検討開始

* 多機関連携型タイムラインは、他地域の取組状況を参考に勉強会からスタート。

* 取組状況に応じて、危機管理・水防災部局の担当で構成する検討会を開催予定。

市町の防災・減災に関する取組について

土砂災害防止法の改正に係る
避難確保計画の作成支援

平成30年5月9日(水)
茨 木 市



防災童子
宮田 なつこ 作

土砂災害防止法の背景

◆地理的特徴

国土の約7割を山地・丘陵地が占め、梅雨期や台風の豪雨から急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害が各地で発生している。

◆土砂災害の傾向

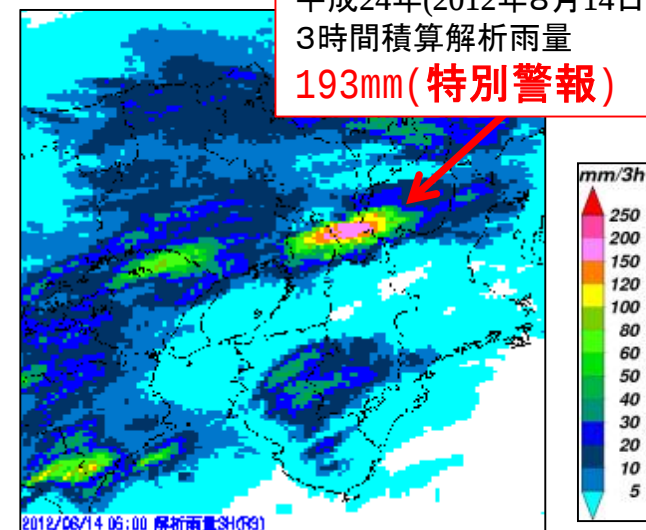
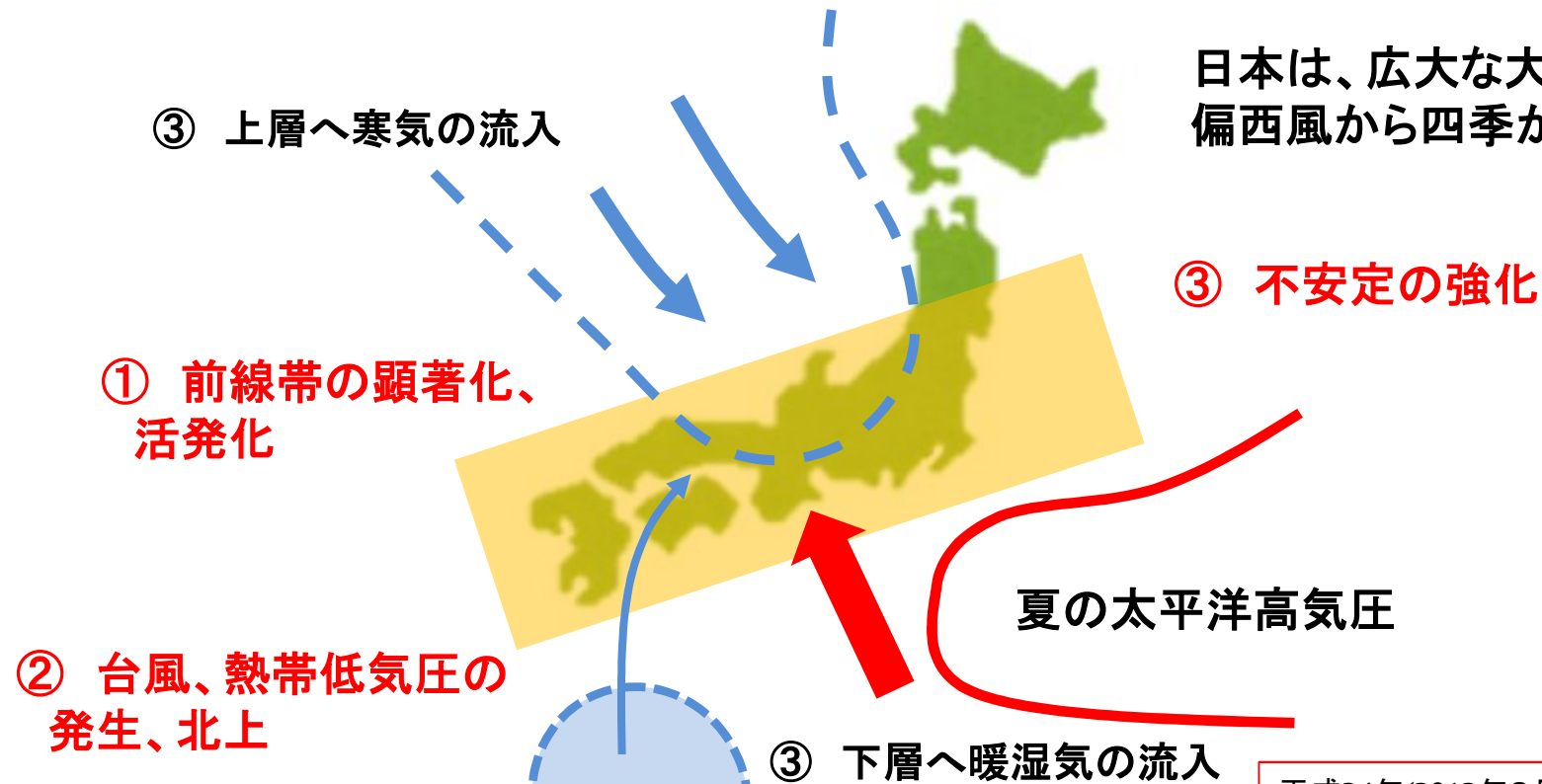
平成19年から平成28年までの10年間における土砂災害の年平均発生件数は約1100件で、突発的に発生することなどから自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害が41%と多くを占めています。

◆土砂災害防止法の制定

平成11年6月29日 広島県の豪雨災害（死者31人）から「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成12年に制定され、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限によるソフト対策を推進することが示されました。

大雨をもたらすパターンと地域の現状

日本は、広大な大陸と海洋、
偏西風から四季が明瞭です。



土砂災害防止法一部改正の背景

◆平成21年7月 防府市土砂災害(死者41人)では、特別養護老人ホームライフケア高砂が被災、死者14人65歳以上13人が死亡

①ハード対策で安全確保の限界と人的被害をなくすソフト対策の推進

②高齢者等に対する避難体制の必要性

◆平成26年8月 広島市土砂災害(死者77人)から、土砂災害防止法の基本理念、行政の「**知らせる努力**」と住民等の「**知る努力**」とが相乗的に働く社会システムの構築を再確認

①土砂災害警戒区域等のすみやかな調査、指定及び公表

②土砂災害警戒情報に基づく避難勧告の出し方の明確化

◆平成28年8月 岩手県岩泉町の台風10号による災害では、高齢者グループホームが被災(死者9人)

①県から市町へ小本川の浸水想定図について公開手続きが遅れていた。

②県や市町は情報を出す河川に指定していない。

③事業者は過去の浸水経験から大丈夫、入所者9人・職員1人で避難も困難

◆平成29年6月 水防法の一部改正を受けて土砂災害防止法の一部改正

①土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成

②年一回の避難訓練の実施

「**知識と行動の義務化**」

避難確保計画の作成と訓練の狙い



避難確保計画

- 災害リスクの共有
- 防災・減災行動の洗い出し
- 行動のタイミング確認**
意思決定や現場活動

災害発生の
恐れが高くなった
状態を知る

情報の収集

課題の把握
意思決定

対応
指示・監督

○計画作成の過程

体制づくりや職員の防災意識の向上

○訓練による確認

やるべきことはわかって、どのようにやるかわからない？(具体性・実効性)

訓練したことしかできない。訓練したことすらもできないのが災害対応

計画は作れます。

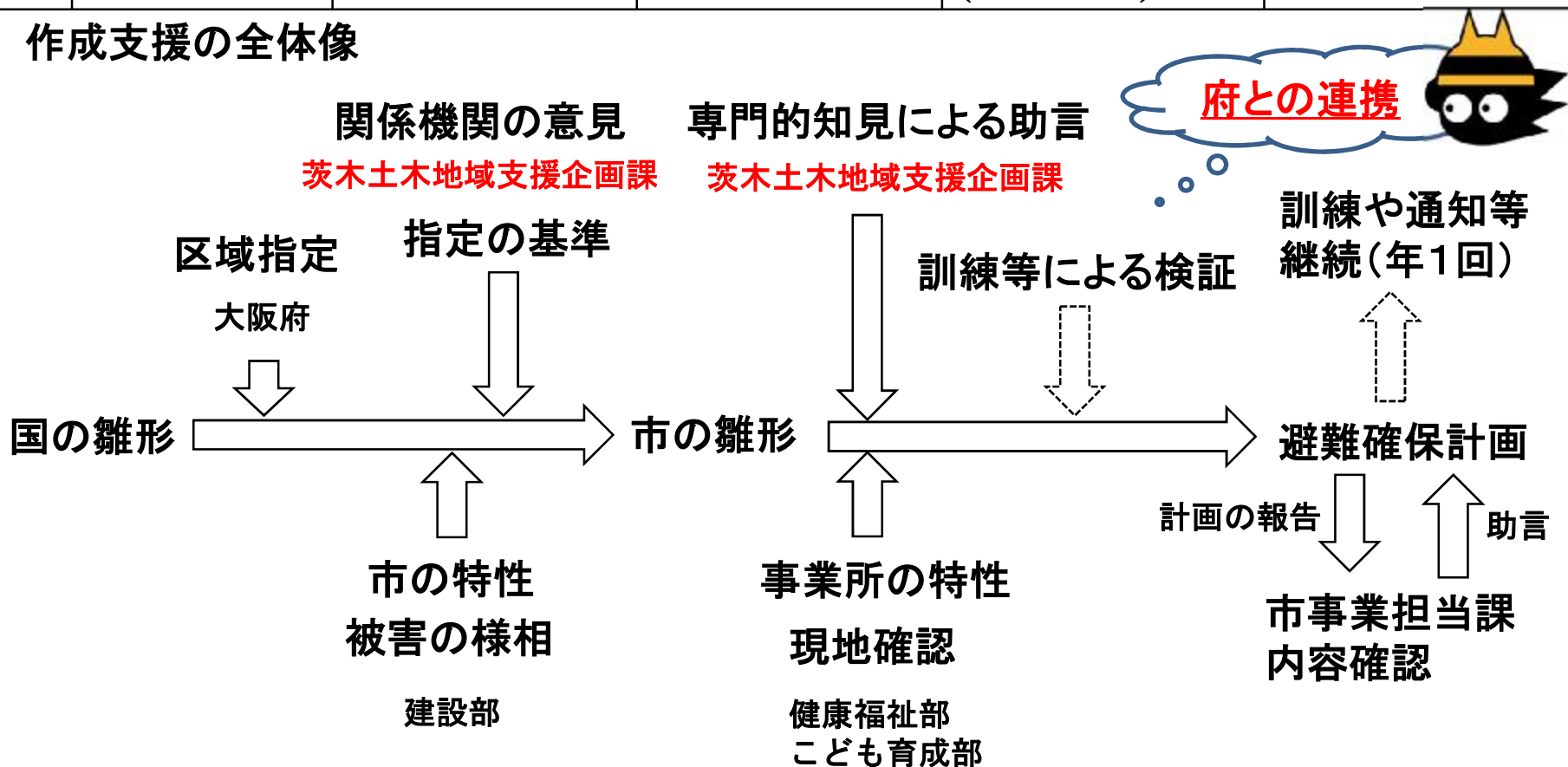
でも、職員への周知や職員が積極的に協力して
いただくには、参画など工夫が必要です。



支援の業務予定（平成30年以降）

区分		1月～3月	3月～4月	5月	6月～7月
市	危機管理課	市の雛形作成	資料収集 選定の協力	事業者説明 個別雛形の提示	「計画に基づく行動」の検証
	各課	体制確立	作成事業者の 選定	事業者との調整 (説明協力)	計画の受理 指導・助言

作成支援の全体像



事業者個別の避難確保計画の作成(資料収集)

- 1 土砂災害のリスク確認
都道府県が指定している土砂災害警戒区域指定状況を確認
 - 2 土砂災害のおそれのある範囲を確認
施設が該当すれば避難確保計画を作成
 - 3 発生する恐れのある土砂災害を確認
土石流、急傾斜、地すべりを確認し避難の方法に反映する。
 - 4 施設周辺のリスクを確認
土砂災害以外も確認し、避難経路の確認に活かす。
 - 5 避難場所の確認
 - (1) 指定緊急避難場所の確認
立ち退き避難が困難な場合の緊急的な待避場所の確認
 - (2) 立ち退き避難が危険な場合に施設内の安全確保場所の確認
 - 6 土砂災害の避難に関する情報の種類と意味を確認
 - (1) 気象庁の情報
 - (2) 行政から発令される避難情報（市町村の対応）
 - (3) 雨量に関する情報
 - (4) 土砂災害に関する情報
- 被害想定
- 行動
- タイミング

避難確保計画の作成(計画の構成)

1 目的 (被害想定を追加)



なぜ? どうして?
計画作成の背景を理解する
必要がある。

2 防災体制に関する事項

(1) 職員の役割分担

(2) 事前対策

(3) 情報収集及び伝達

3 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導

(2) 避難の判断

(3) 避難方法



◆課題 立ち退き避難が困難な場合

- ・認知症高齢者、知的障害者、身体障害者等の支援を要する避難者への介護支援の確保と避難先の選定が困難
- ・避難のための輸送力の不足

◆対策

土砂災害の危険度を適切に判断し、屋内での退避等の安全確保処置
(災害対策基本法第60条)

4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

5 防災教育及び訓練の実施に関する事項

体制づくりや職員周知を図る訓練(案)

気象庁の情報を行動のタイミングとして、実務者が避難確保計画を参考に演習１～４の場で行動を列挙・整理し、**チェックリスト**を作成することで、施設管理者や計画作成者と実務者等の**認識統一**を図ります。



計画作成者

避難確保計画

- 災害リスクの共有
- 防災・減災行動の洗い出し
- 行動のタイミング確認



実務者等

日勤・夜勤で全員が揃わない。
・実務経験に差がある。
・様々な資格や役割で構成されている。

気象庁の情報	警報級の可能性 (～1日前)	大雨注意報	大雨警報 (土砂災害)	土砂災害警戒情報
市の対応			避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告
福祉施設	演習 1	演習 2	演習 3	演習 4 (災害の発生)

大川小の仙台高裁判決について

(事業者は)

- 1 安全確保義務があり、独自に検討しなければならない。
行政の被害想定を過信せず批判的な検討が必要
- 2 適切に定めれば被害は避けられた。
市も不備を指摘しなかった。

適切な備えが必要

減災への努力

(市は)

「人を助けて、我が身を助ける。」

- ・ 福祉施設が適切に災害に備えることで市の余力を保持
- ・ 福祉施設の災害対応(率先避難)が地域に波及する効果を期待



要配慮者利用施設の避難確保計画について



平成29年6月 水防法・土砂災害防止法改正
関係部局と協議開始

平成30年2月 地域防災計画の修正
(要配慮者利用施設の記載)

平成30年3月 避難確保計画作成の手引き策定

平成30年4月 避難確保計画作成説明会の実施
《実施日》

第1回 平成30年4月17日(火)10:00~11:00

第2回 平成30年4月17日(火)14:00~15:00

第3回 平成30年4月18日(水)10:00~11:00

第4回 平成30年4月18日(水)14:00~15:00

《場所》

高槻市総合センター

《説明会対象施設数》

402施設



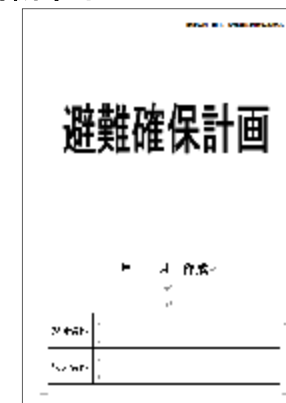
説明会実施状況



手引き及び様式等については高槻市ホームページに掲載



手引き



計画様式

吹田市の取り組み

～防災レボリューション～

防災レボリューション

■目的

職員の防災体制の強化と災害対応力の向上

■H29年度取組み

- ① 避難勧告等の判断・伝達マニュアル改正に伴う研修
- ② 危機管理研修 ～防災訓練の検証結果をふまえて～
- ③ 吹田市防災情報システム操作研修
- ④ 職員参集メール すぐメール登録・操作研修



職員対象

- ⑤ 吹田市幹部職員研修～目標管理型災害対応とは～



吹田市災害対策本部員及び本部員が指名する職員
(市長・副市長・全部長級職員)

■研修内容

① 避難勧告等の判断・伝達マニュアル改正に伴う研修

- (1) 要配慮者施設の管理者等の避難確保計画の作成等の義務化について
(茨本土木事務所)
- (2) 吹田市における避難判断基準等（水害編・土砂災害編）について
(危機管理室)
- (3) 吹田市の気象トレンドと気象情報について（株式会社ウェザーニューズ）

② 危機管理研修 ～防災訓練の検証結果をふまえて～

- (1) 吹田市地域防災計画の主な改訂について（危機管理室職員）
- (2) 目標管理型災害対応について（人と防災未来センター 主任研究員）
- (3) 吹田市の気象トレンドと気象情報について（株式会社ウェザーニューズ）

- ③ 吹田市防災情報システム操作研修
- ④ 職員参集メール すぐメール登録・操作研修



- ⑤ 吹田市幹部職員研修～目標管理型災害対応とは～
人と防災未来センター研究員による講演及びワークを実施

水害による”犠牲者ゼロ”実現のために 地域住民が主体となって作る洪水防災マップ

平成30年5月24日

 摂津市 総務部防災管財課

水害による“犠牲者ゼロ”実現のために

摂津市の水害の特徴

淀川や安威川などがはん濫した場合・・・

- ・市域のほぼ全域が浸水
- ・浸水は数週間続く



住民による主体的な自助、共助が 必要不可欠

地域防災力の向上を目的に「地域で意見を出し合い、
地域で考えた洪水時の防災マップ」作りを取り組む

実施方針

- ①緊急一時避難場所の確保
- ②地域独自の自主避難ルールを構築
- ③災害時要援護者の避難支援体制を検討

平成27年度から現在までで、
5地域の防災マップが完成！



洪水時防災マップ作成までの業務フロー

7月

防災マップ作成 キックオフ講演会(講師：東京大学大学院 片田特任教授)

8～9月

第1回 洪水時の避難について考える

- 洪水災害時に求められる2つの避難について理解する
- 命を守るための緊急一時避難場所の検討を行う

10～11月

第2回 災害時要援護者対策を考える

- 災害時要援護者対策における課題や現状を理解する
- 災害時要援護者対策（おねがい会員・まかせて会員制度）の実施について検討する

12～1月

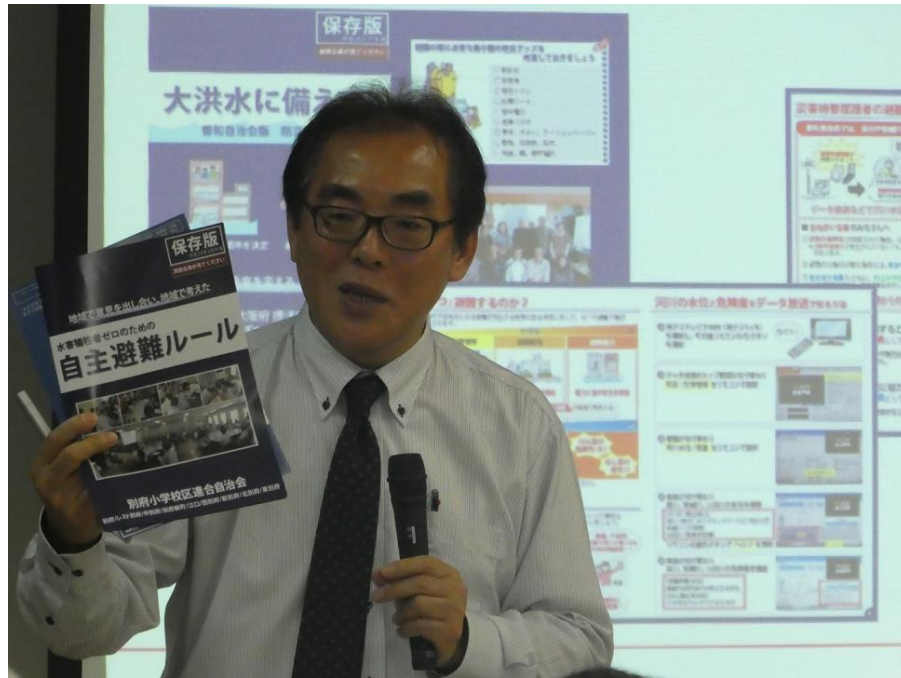
第3回 地域の緊急避難体制をとりまとめる

- 災害時要援護者の支援体制を検討する
- 緊急時の連絡体制を検討する
- 検討してきた緊急避難体制を地域住民へ周知する方法を考える（リーフレットの確認）

地域の防災マップをリーフレットにとりまとめ

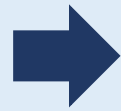
防災マップ作成 キックオフ講演会(講師:東京大学大学院 片田特任教授)

東京大学大学院特任教授の片田敏孝先生を招き、最近の災害の傾向をふまえながら、本取り組みの目的、内容について講話いただいております。



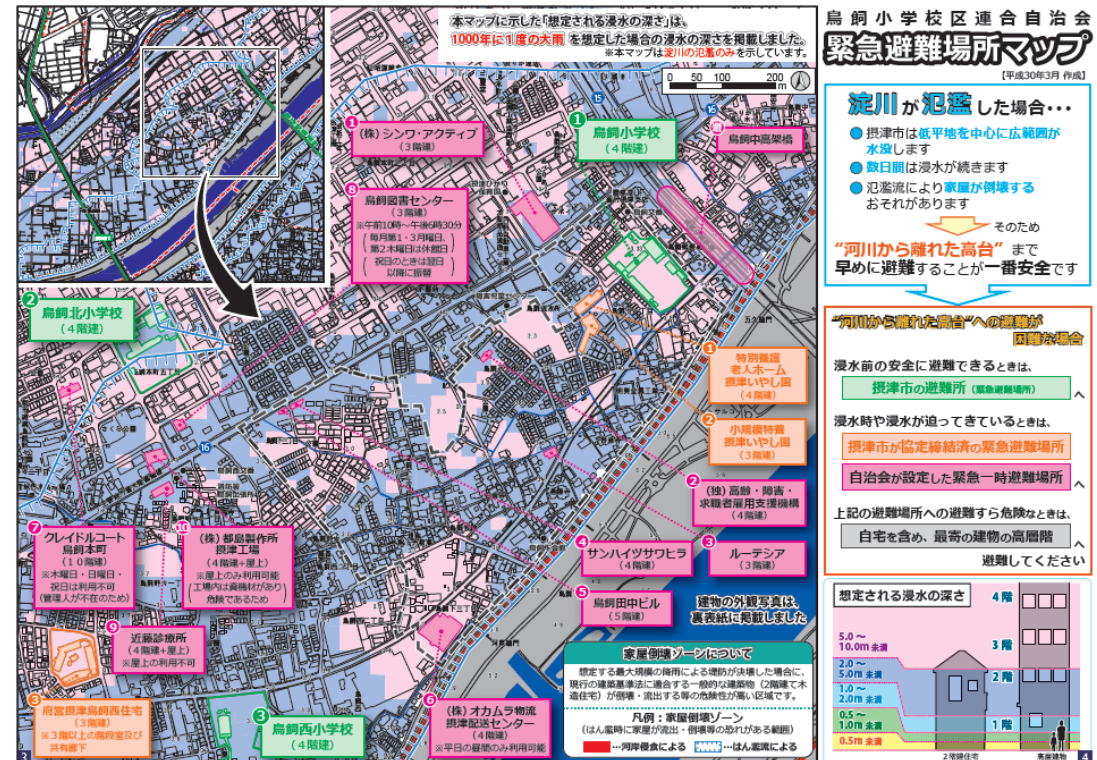
第1回 洪水時の避難について考える

- 洪水災害時に求められる「事前避難」、「緊急避難」2つの避難の考え方を学ぶ。
避難所への事前避難を原則とするが、必要に応じて、万一逃げ遅れた場合の緊急一時避難場所になりうる施設を洪水ハザードマップをもとに選定する。



自治会として、施設の管理者に緊急一時避難場所としての利用をお願いする

- 避難場所までの経路を考えるとともに、避難時の危険箇所を地図にとりまとめ。



第2回 災害時要援護者対策を考える

●いざというときに一人で避難することが困難な方(おねがい会員:災害時要援護者)が地域内にどれくらいいるか、また、避難支援に協力してくれる方(まかせて会員)を把握する方法を検討。

➡ おねがい会員とまかせて会員を募集する

自治会からの大切なご連絡です。必ずお読みください

香和自治会では、大洪水時に避難の手助けを必要とする方への支援方法を検討しています

おねがい会員 と **まかせて会員**
の把握にご協力をおねがいします

香和自治会長

香和自治会では、9月の茨城県の鬼怒川の氾濫もろまえ、淀川・安威川等の堤防が破壊するような大洪水を想定し、犠牲者を一人も出さないための緊急避難ルールを検討しています。

この中では、当自治会にお住まいの高齢者や身体の不自由な方、小さなお子さんがいる方など、ご自身だけでは避難することが困難な方の避難支援体制を検討しています。

そこで、避難の支援を希望する方(おねがい会員)と避難の手助けに協力していただける方(まかせて会員)が、当自治会にどれくらいいるかを把握することに致しました。

記入用紙は全部で二種類あります。

避難の支援を希望する方(赤):

身体の自由がきかない、小さなお子さんがいるなど、一人で避難することが困難で、避難の際に手助けが必要だという方は、ご記入ください。



避難の手助けに協力していただける方(青):

一人で避難することが困難な方の手助けに協力することが可能だという方は、ご記入ください。

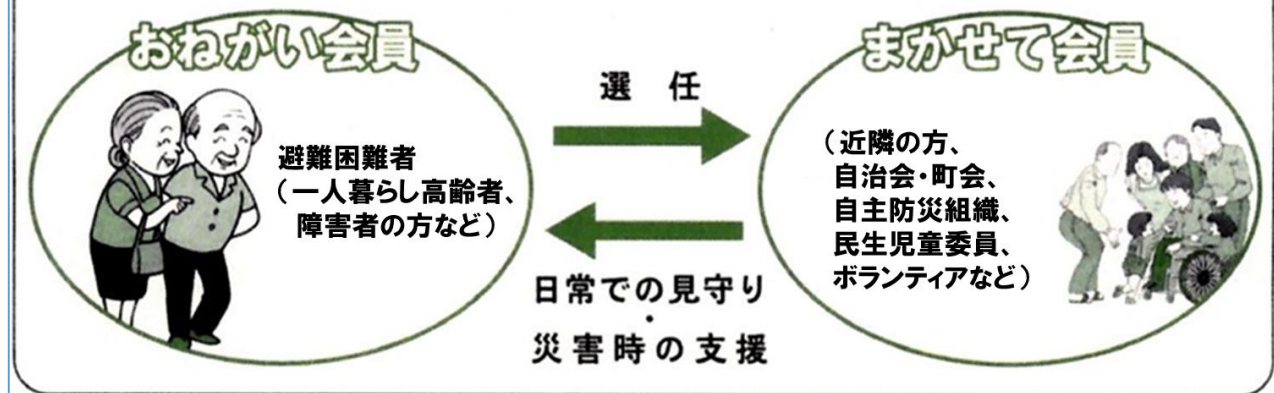


各用紙の説明文をよくお読みの上、必要事項をご記入いただき、1月〇日(〇)までに、総長または自治会長へ提出していただくか、または第34集会所のポストに投函していただけますようお願いいたします。

※記入内容が人名に漏れないように、適当な封筒に入れて提出していただいても結構です。

おねがい会員・まかせて会員の導入

災害時における支援体制



※災害時要援護者と支援者を一対一で対応させない、ソフトなマッチング
(支援者に過大な責任をおわせず、親切心を前提とした支援協力要請)

第3回 地域の緊急避難体制をとりまとめる

●災害時要援護者の具体的な支援方法を検討する

- ▶おねがい会員・まかせて会員の募集結果と分布状況を踏まえ、災害時要援護者への具体的な支援方法を検討する。

●緊急時の連絡体制を検討する

- ▶自治会の連絡網を活用した連絡体制の検討
- ▶おねがい会員の支援方法・連絡体制の検討

●検討してきた緊急避難体制を地域住民へ周知する方法を考える（リーフレットの確認）

- ▶緊急一時避難場所や災害時要援護者対策など、これまでの議論や検討の結果をワークショップに参加していない地域住民にも周知するための方法(媒体)とその内容について検討する



おねがい会員・まかせて会員の分布状況を確認 → 支援方法の検討



島本町による取組施策実施内容

■風水害夜間避難対策訓練

6月 17 土曜日 夜間 訓練

平成29年度風水害夜間避難対策訓練

日時 平成29年6月17日(土) 午後8時頃

訓練要 町内全域を対象とした情報伝達訓練及び職員(家庭内)避難訓練

参加機関 大阪府、府内市町村

目的 夜間の急な豪雨による洪水や土砂災害の発生に備え、情報伝達訓練及び避難訓練を実施することにより、夜間のより円滑な災害避難や災害発生時の被害を最小限に、住民が自らの身を守る行動の促進や意識の向上を図る。

情報伝達訓練 防災行政無線・エリアメールにより情報発信
※1エリアメールは、マナーモードでも音声がきます。

避難(家庭内) 避難所は開設しません。
※2エリアメールは、マナーモードでも音声がきます。

中止基準 ①午後5時時点で大雨に属する注意報が発せられている場合
もしくは大雨に属する注意報が発せられる恐れがある場合。
②当日、町内で震度4以上の地震が発生した場合。

問い合わせ：島本町環境総務部危機管理室 (075) 962-0380



実施日：平成29年6月17日(土)
実施場所：島本町全域
参加者：全住民

■風水害夜間避難対策訓練

水平避難が困難な夜間における屋内での垂直避難の実施を呼びかける情報伝達訓練及び職員の災害対応訓練を実施。

防災行政無線の難聴地域の洗い出しなどの課題を抽出した。

■まるごとまちごとハザードマップ



実施日：平成30年3月19日(月)

実施場所：阪急水無瀬駅

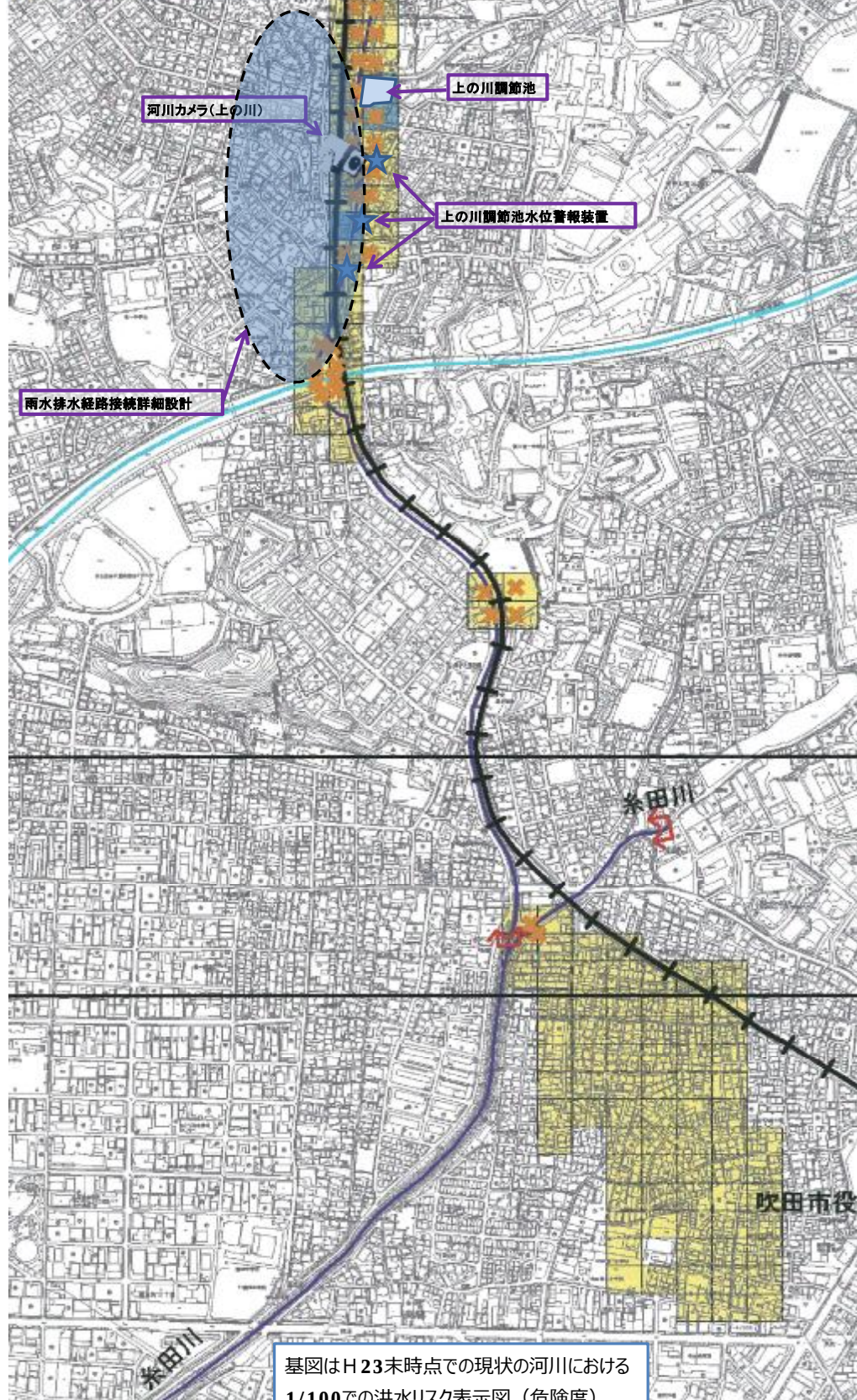
参加者：淀川河川事務所長、町長、議会議長、自主防災会連絡協議会会長、高槻市駅総括駅長ほか

■まるごとまちごとハザードマップ

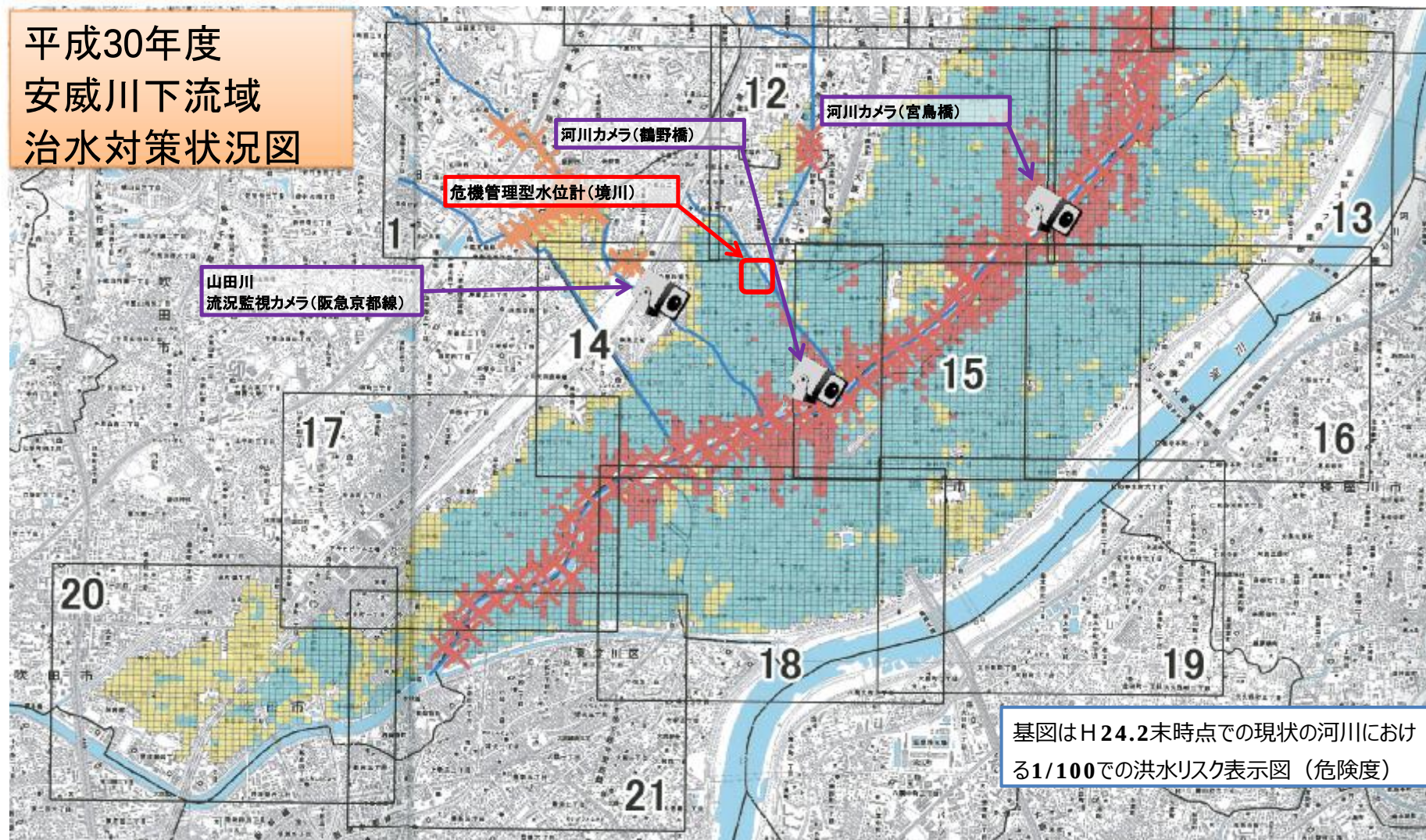
想定される最大規模の降雨時に淀川が氾濫した場合、4mの浸水が予想される阪急水無瀬駅に洪水標識を設置し、防災意識の啓発に役立てる。

平成30年度の事業予定箇所

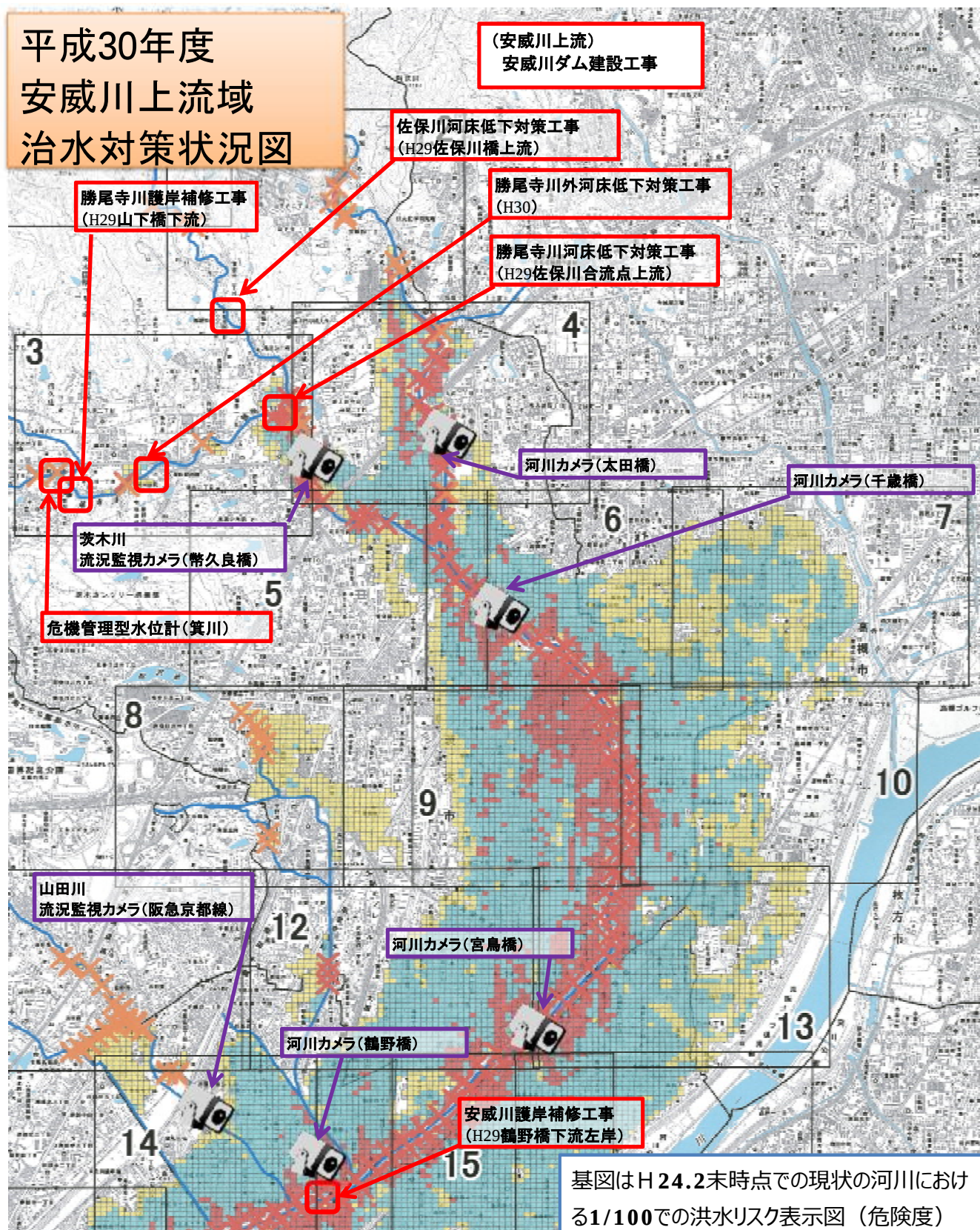
平成30年度
糸田川・上の川流域
治水対策状況図



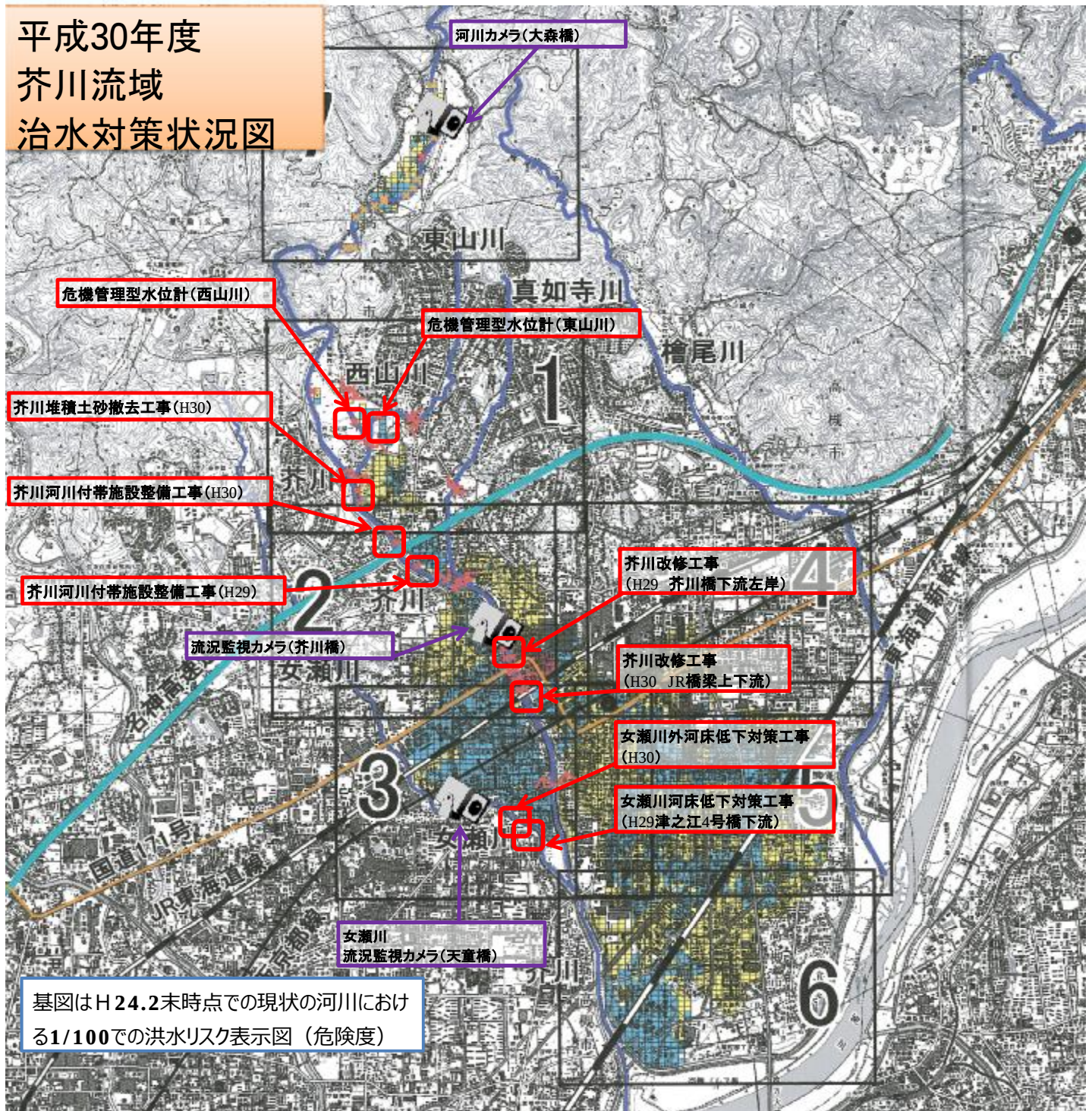
平成30年度
安威川下流域
治水対策状況図



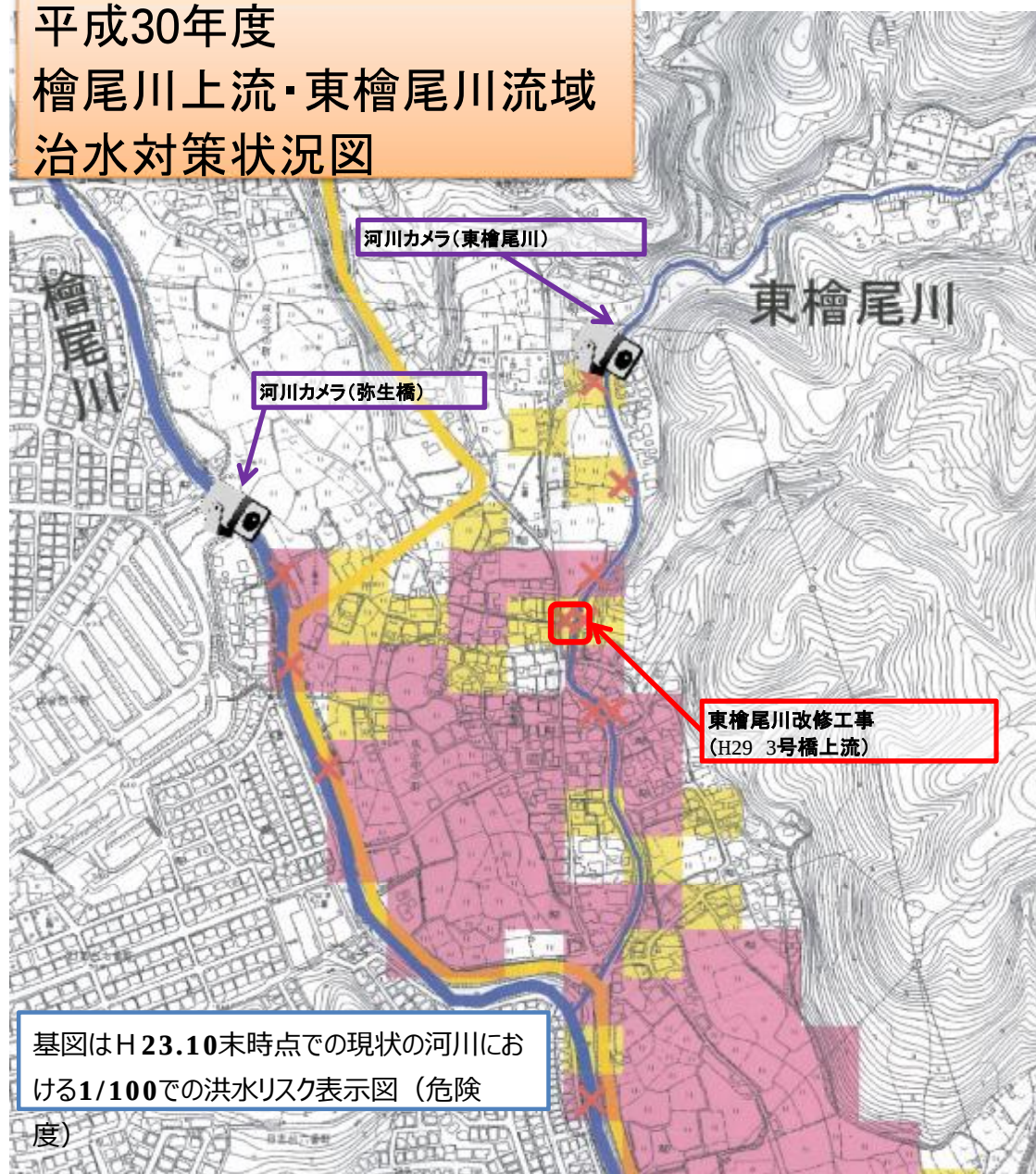
平成30年度 安威川上流域 治水対策状況図



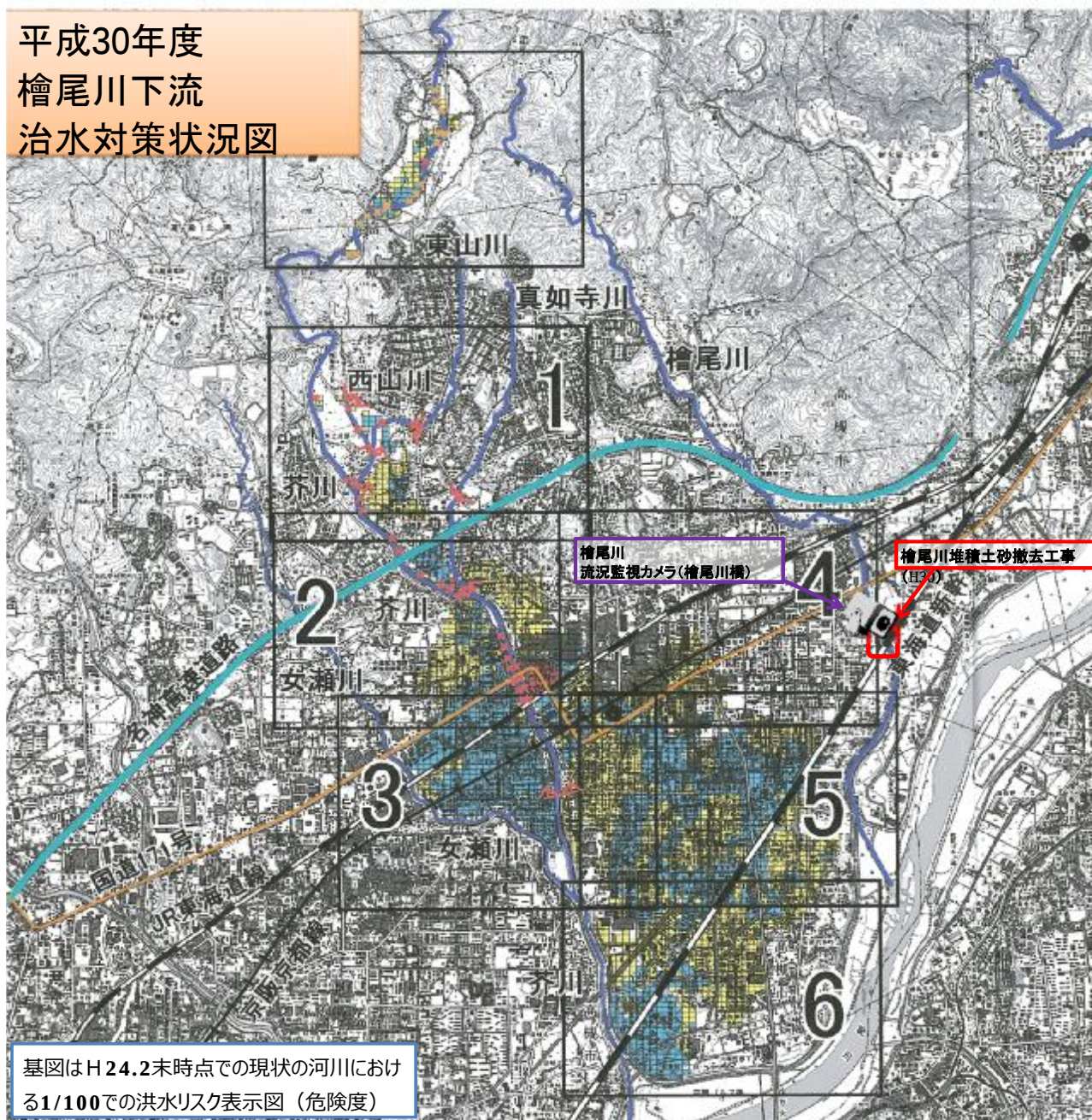
平成30年度
芥川流域
治水対策状況図



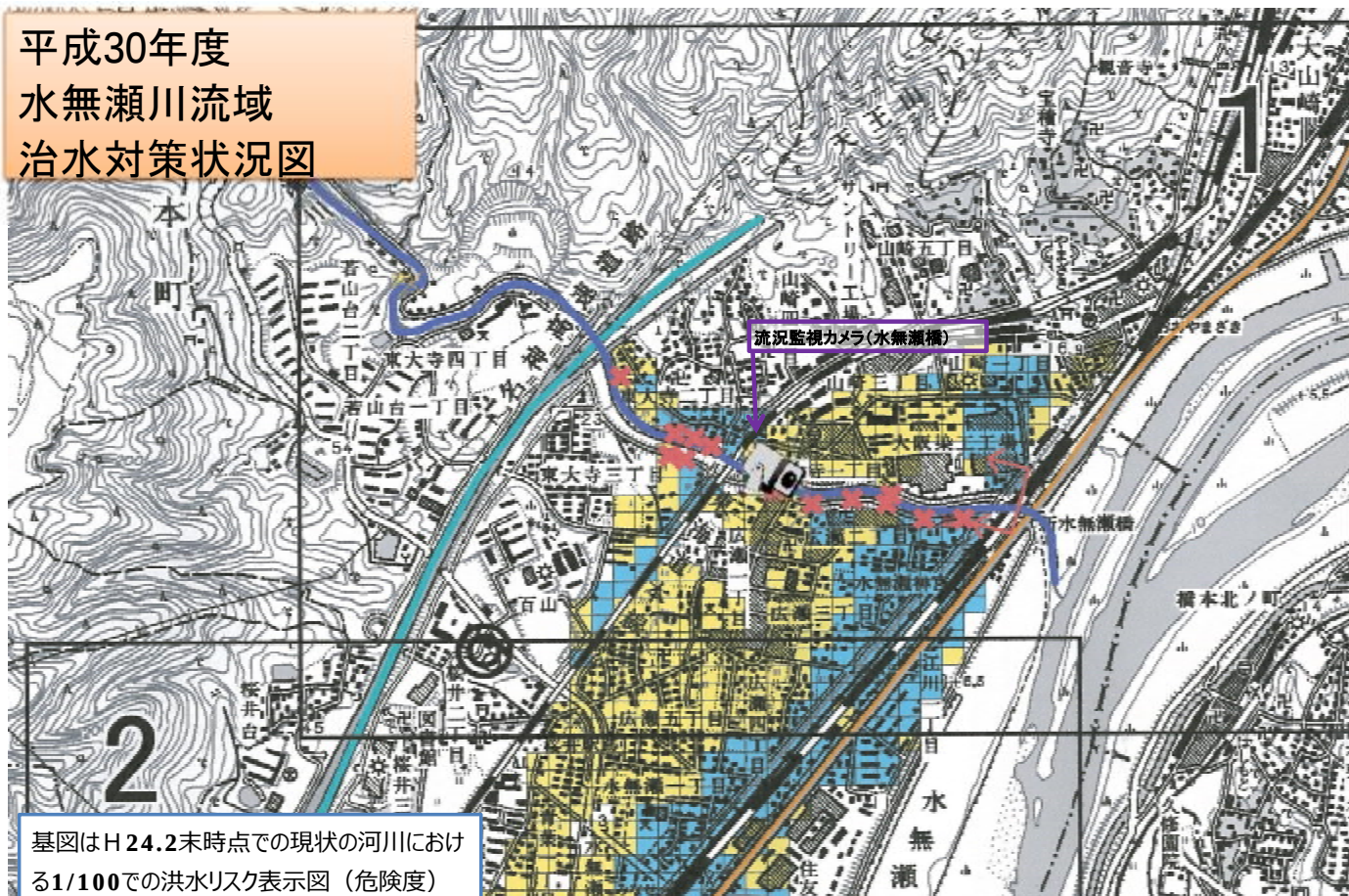
平成30年度
檜尾川上流・東檜尾川流域
治水対策状況図



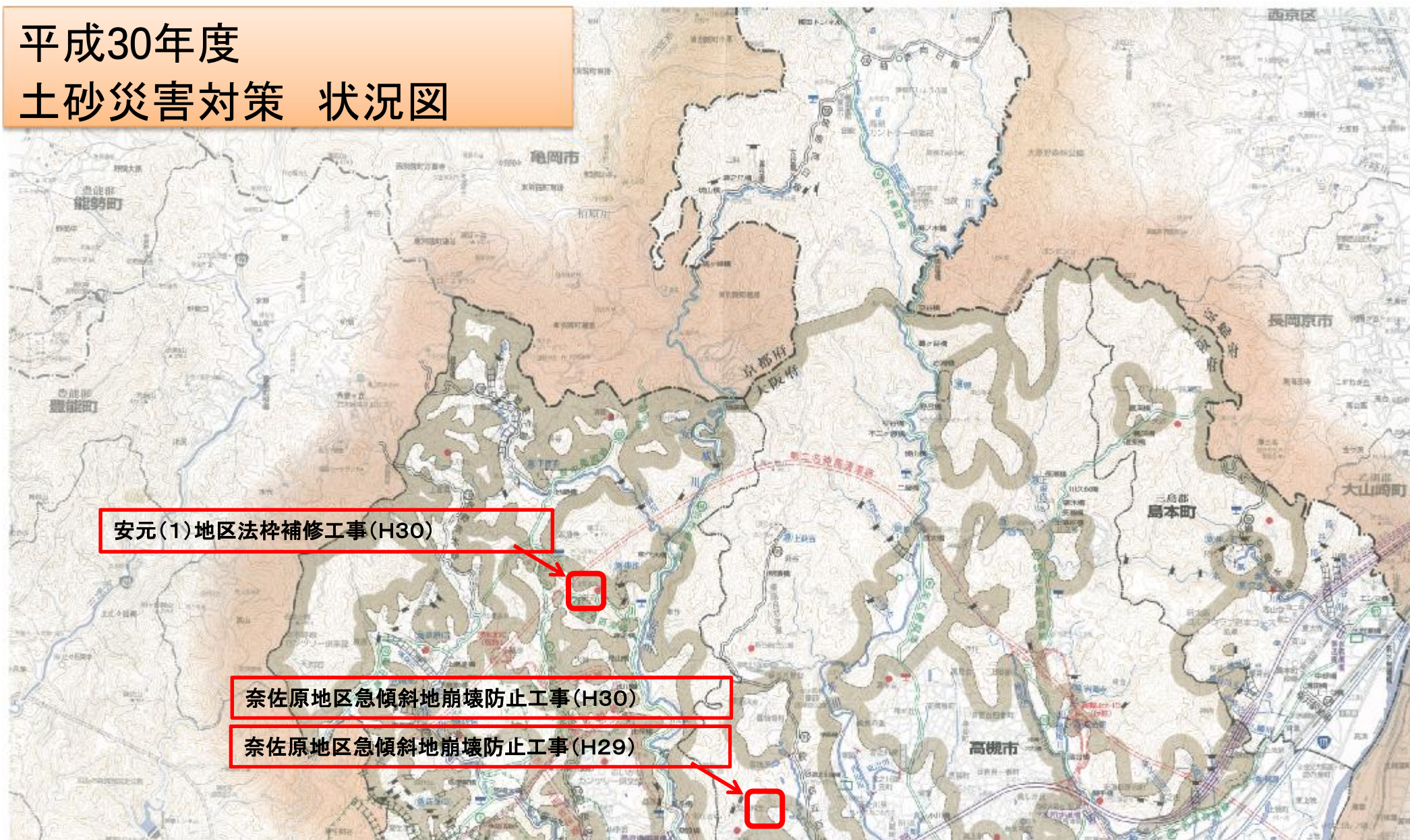
平成30年度
檜尾川下流
治水対策状況図



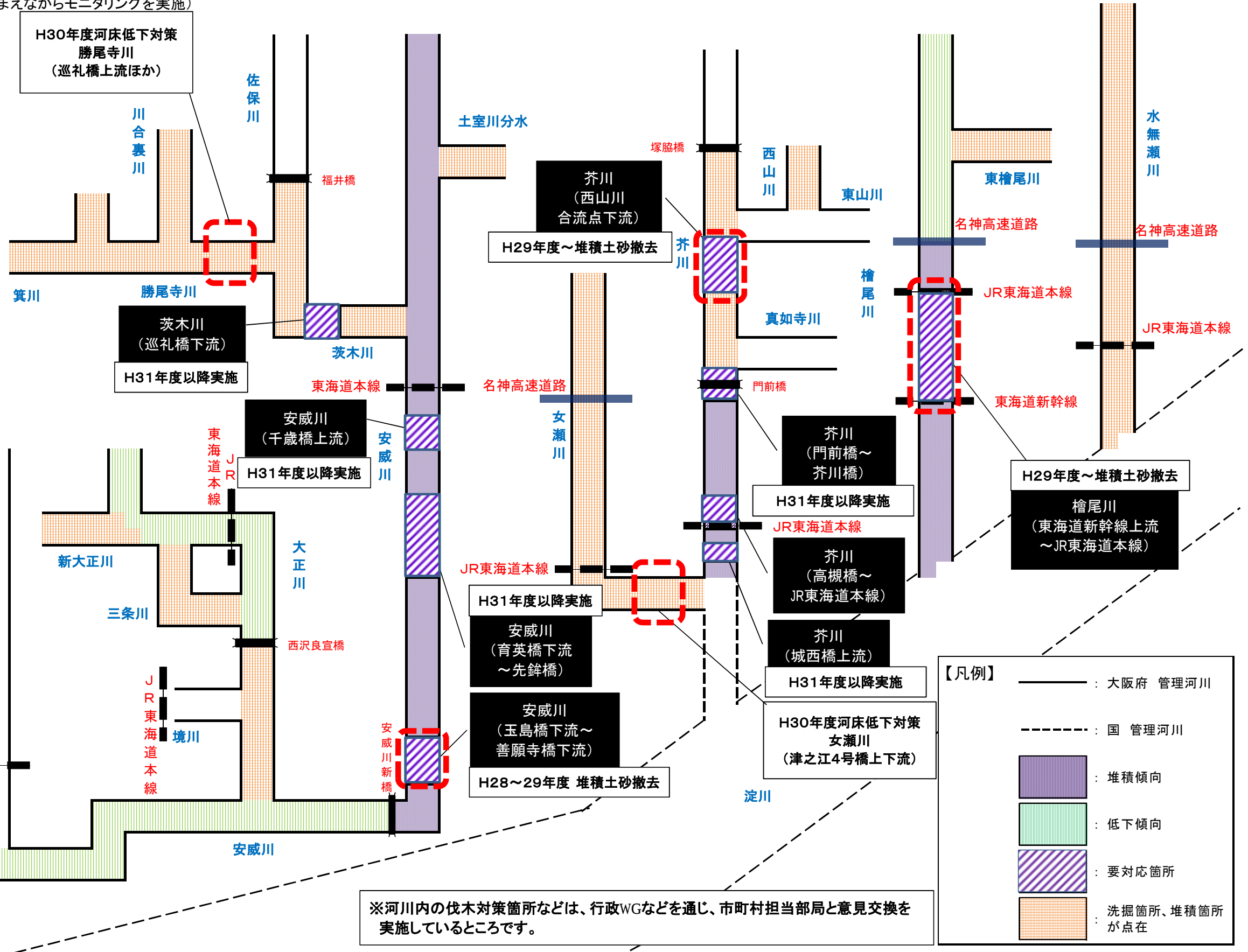
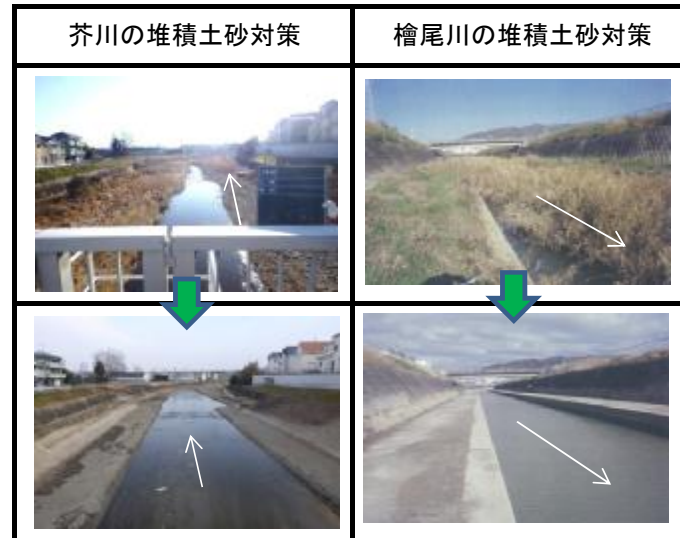
平成30年度
水無瀬川流域
治水対策状況図



平成30年度 土砂災害対策 状況図



要対応箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などにより、
1,000㎡以上の箇所を対象に、計画的に対策を講じていく箇所
(その他の区間においては、河川特性を踏まえながらモニタリングを実施)
※平成28年度調査結果により作成



H29年度 河川砂防施設の点検結果箇所一覧表

事務所名	施設の種類	河川・砂防箇所名—番号	場所			状況	点検結果 への対応	対応状況 (H30年3月末時点)	完了予定	公表年月
1 茨木土木事務所	河川	女瀬川 - H29-1	高槻市	津之江町3丁目	芥川合流点上流700m L=50m	河床の洗掘	B	対策工事中	H30年度中	H29年3月

点検結果への対応

- A（緊急対応実箇所）：次期出水期までに(5月末までに)応急的な対応を完了し、その後更に必要な対策を実施する等適切に対処します。
- B（要注意箇所）：必要に応じ詳細な調査を実施し、補修方法等の検討を行い概ね3年を目途に順次対策を実施します。

※前回までに公表した箇所で、平成30年3月末時点で既に対策工事が完了しているものは削除しております

標記名	標高(米)	座向	標高(米)
龜 巖	4.3	東 向	1.4
石 窟 洞	15.3	東 向	10.3
古 刹 洞	1.8	東 向	0.2
石 窟 洞	20.0	東 向	0.7
生雲寺寺塔	1.3	西 向	0.6
玄 藏 洞	0.5	東 向	0.7
海雲寺寺塔	0.5	東 向	1.0
玄 藏 洞	7.4	東 向	0.2
玄 藏 洞	9.5	東 向	0.6
海雲寺寺塔	1.5	東 向	4.0
玄 藏 洞	1.7	東 向	1.6
海雲寺	1.0	東 向	3.0
海雲寺	2.1	東 向	1.8
玄 藏 洞	0.5		

Ø 平成29年水防法改正を踏まえた改定

- 大規模氾濫減災協議会の設置(第2章第4節) P13
- 要配慮者利用施設の避難確保作成及び避難訓練実施の義務化(第17章第6節)P101
- 予想される水災の危険の周知等(第17章第4節)P100
- 浸水被害軽減地区の指定(第17章第9節)P102、河川協力団体(第1章第2節)P4
- 民間事業者による水防活動の円滑化
(緊急通行(第8章第4節)P86、公用負担・損失補償(第14章第2節)P94、企業との連携(第11章第5節)P91)

Ø 平成29年の気象警報・注意報基準の変更等を反映 P25-31

- 大雨警報・洪水警報等を補足する情報についても記述(第5章第1節) P24

Ø 土砂災害警戒情報の基準変更に伴う土砂災害警戒準備情報の廃止(平成30年2月8日)P75

- 田尻町の発表対象への追加と合わせて反映(第5章第8節)

Ø その他

- 水防訓練(第16章第1節)P96、水防報告(第12章第2節)P92、決壊・漏水等の通報及びその後の処置(第10章)P89について、手引きの修正を反映。

(話題提供) 段階的に発表する 防災気象情報の活用

- ・警報級の可能性

- ↳ ・危険度を色分けした時系列

- ↳ ・危険度分布

■ 5日先までの「警報級の可能性」の提供

大阪府の警報級の可能性

大阪府では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。
また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

今日～明日

・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

明後日～5日先

・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

大阪府		警報級の可能性							
種別	3日	4日				5日	6日	7日	8日
	明け方まで		朝～夜遅く						
	18-24	0-6	6-12	12-18	18-24				
大雨	中		—			—	—	中	—
暴風	—		高			—	中	高	—
波浪	—		高			—	中	高	—

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を本ページ上段の気象警報・注意報で確認してください。

[中]: [高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性は[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

今日～明日

前日の夕方の段階で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

明後日～5日先

数日先の荒天について可能性を把握することができる！

- ☆ 気象台が発表する大雨警報には、浸水による重大な災害のおそれがあるときに警戒を呼びかける**大雨警報(浸水害)**と、重大な土砂災害発生のおそれ警戒を呼びかける**大雨警報(土砂災害)**の2種類に加え、**洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮**の警報があることを覚えておいてください。

■ 警報・注意報の「危険度を色分けした時系列」の提供

平成●●年10月22日09時28分 大阪管区気象台発表

大阪府の注意警戒事項

大阪府では、23日朝まで土砂災害に警戒してください。

=====

●市 **[継続]大雨警報(土砂災害) 雷, 強風, 波浪, 洪水注意報**
 22日夜のはじめ頃までに暴風警報に切り替える可能性が高い
 22日夜のはじめ頃までに波浪警報に切り替える可能性が高い
 22日夜のはじめ頃までに洪水警報に切り替える可能性が高い

「警報級の現象が予想される期間」等を、**視覚的に把握しやすい形で提供**

※ 気象警報について

- ・「警報級の現象が予想される期間」の最大6時間前に発表しています。
- ・各警報の予測値は、「確度が一定に達した」ものを表示しています。

時系列表示により

今後の危険度の高まりを即座に把握できます

●市		今後の推移(■警報級 ■注意報級)									備考・ 関連する現象
発表中の 警報・注意報等の種別		22日					23日				
		9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	50	60	80	100	100	80	80			
	(浸水害)										浸水注意
	(土砂災害)										以後も注意報級 土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										
強風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	7	10	12	20	20	20	20	18	
		海上	10	16	16	30	30	30	30	20	
波浪	波高 (メートル)	1	1	2.5	3	4	4	3	2.5	2	以後も注意報級 うねり
雷											竜巻、ひょう

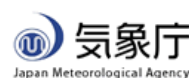
警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

[警報・注意報\(文章形式\)へ](#)

従来からの文章形式も確認できます



気象庁ホームページアドレス(大阪府)

<https://www.jma.go.jp/jp/warn/331.html>

ホーム

防災情報

各種データ・資料

ホーム > 防災情報 > 気象警報・注意報

気象警報・注意報：大阪府

その他の情報

警報・注意報種類 すべての種類

印刷 再読込

地方 府県 大阪府

市町村 発表状況一覧

「発表状況一覧」をクリックし、
見たい市町村名をクリックすると、
警報・注意報(図表形式)へ

■ 警報・注意報を補足する「危険度分布」の提供

濃い紫は「災害がすでに発生」していてもおかしくない状況！

- 危険度分布では、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まっている場所をお知らせします。
- 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」でも、避難判断への活用が推奨されています。

■ 気象庁ホームページ トップ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

または

● 土砂災害警戒判定メッシュ情報

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

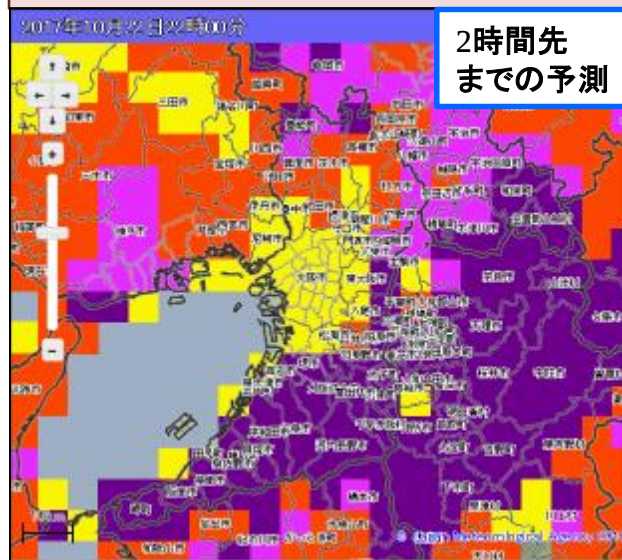
● 大雨警報(浸水害)の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

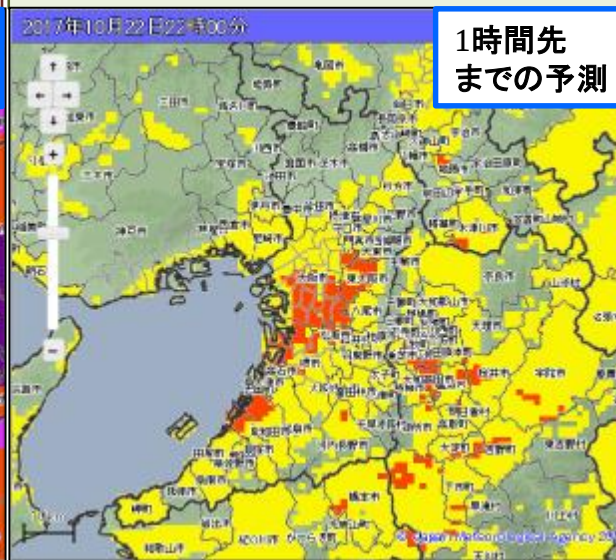
● 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

土砂災害警戒判定メッシュ情報



大雨警報(浸水害)の危険度分布



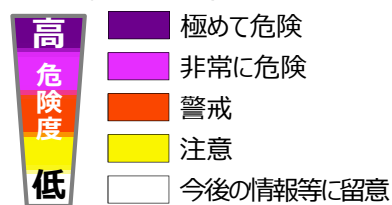
洪水警報の危険度分布



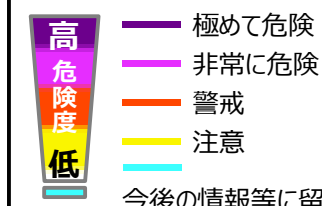
土砂災害警戒判定メッシュ情報
(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)



大雨警報(浸水害)の危険度分布



洪水警報の危険度分布



指定河川洪水予報

